

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-④)

政策(※1)名	政策4:地域振興(地域力創造)				担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課			作成責任者名	自治行政局地域政策課長 西中 隆	
政策の概要	地域経済の好循環の更なる拡大や、定住自立圏構想等新たな圏域づくりの推進、地域おこし協力隊やJETの活用等地域の自立の促進、過疎対策の推進など地域振興の施策に取り組む。				年度ごとの実績(値) ^(※2)	年度ごとの目標(値)			分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方圏において人口減少が急速に進む中で、地方創生と地域経済の好循環の確立、地域の連携、自立促進を実現する。 [中間アウトカム]:地域経済に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」の構築、条件不利地域の自立・活性化、地域多文化共生の推進・地域のグローバル化等を実現する。					年度ごとの実績(値) ^(※2)				政策評価実施予定時期	令和5年8月
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)		年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
地域経済の好循環の更なる拡大のため、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大を図ること	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援	①	地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)の投資効果 <アウトカム指標>	投資効果:2.65倍 (平成29年度から令和元年度までの累積)	令和元年度	直近3年度の投資効果以上	令和4年度	平成29年度から令和元年度までの投資効果以上 (投資効果:2.65倍)	平成30年度から令和2年度までの投資効果以上 (投資効果:2.61倍)	令和元年度から令和3年度までの投資効果以上	金融機関の預貸率が低調に推移する中、地域経済活性化のためには、地域金融機関の融資を引き出すことや、地域に「雇用の場」を創出することが重要と考えられるため、指標として設定 ※投資効果は、交付金の確定額に対する初期投資額の割合を示したもの「(補助額+融資額)/補助額」で算出 ※補助額については、平成27年度までは「国費」のみで、平成28年度からは「国費+地方費」で算出 ※融資額は、令和3年度末時点で175億円(平成24年度からの累計) ※交付決定件数は、令和3年度末時点で440件(うち継続事業件数424件) ※平成29年度 投資効果2.67倍 平成30年度 投資効果2.57倍 令和元年度 投資効果2.69倍 ※参考 平成29年度 地元雇用創出効果5.98倍 平成30年度 地元雇用創出効果3.86倍 令和元年度 地元雇用創出効果4.84倍 地元雇用創出効果は、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であり、交付決定時の実施計画書により、「地元雇用件数(融資期間分)/補助額」で算出
	エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指すマスタープランの策定を支援	2	分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン新規策定団体数 <アウトプット指標>	5団体 (平成29年度から令和元年度までの平均)	令和元年度	直近3年度の平均策定団体数以上	令和4年度	5団体以上 (平成29~令和元年度 の平均策定団体数以上)	5団体以上 (平成30~令和2年度 の平均策定団体数以上)	令和元~3年度の平均策定団体数以上	エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築のためには、事業化に向け、計画的に進めていくことが重要と考えられることから、指標として設定 ※平成29年度 4団体、平成30年度 3団体、令和元年度 8団体

過疎地域などの条件不利地域の持続的発展の支援等により、地域の元気を創ること	過疎地域の持続的発展に係る措置を実施	3	人材育成事業を行っている過疎関係市町村数 ＜アウトカム指標＞	312団体	令和3年度	460団体	令和7年度	460団体			令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの議論を踏まえ、過疎地域持続的発展支援交付金の事業の成果を検証するために指標を修正 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。令和3年4月1日施行)において重点分野として位置付けられていることを踏まえ、過疎地域持続的発展支援交付金において重点化した人材育成事業やICT等活用事業を全国の過疎関係市町村へ波及していくことが重要であることから、指標として令和3年度事業から設定 また、基幹集落を中心に周辺の複数集落を一つのまとまりとする集落ネットワーク圏(小さな拠点)の形成についても、過疎地域等の集落の維持・活性化のため全国へ波及していくことが重要であることから、指標として小さな拠点の形成数についても設定
			過疎関係市町村のうち、地域課題の解決のためにICT等技術活用した事業を行っている団体の割合 ＜アウトカム指標＞	47%	令和3年度	100%	令和7年度	100%			
			小さな拠点の形成数 ＜アウトカム指標＞	1,267箇所	令和2年度	1,800箇所	令和6年度	1,800箇所			
	中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する取組	4	定住自立圏の協定締結等圏域数 ＜アウトカム指標＞ 【新経済・財政再生計画関連：地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑮】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	79圏域	平成26年度	140圏域	令和6年度	140圏域			
							令和6年度	129圏域	130圏域	—	
	子どもの地域住民とのふれあいや農林漁業等を体験する機会の確保	5	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童数 ＜アウトカム指標＞	94,719人	令和元年度	100,000人	令和4年度	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注1)	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注1)	100,000人	
							令和4年度	89,620人	108,922人	—	

人口減少が急速に進む地方圏においては、複数の自治体で役割分担・連携を図ることにより、圏域全体の生活機能を確保する必要があることから、定住自立圏の形成が重要である。そのため、定住自立圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。目標年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ、令和6年としている。

※ 定住自立圏：中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が、集約とネットワークの考え方にに基づき、圏域全体として必要な生活機能を確保するため、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的として形成される圏域をいう。

【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

※平成29年度：121圏域、平成30年度：123圏域、令和元年度：127圏域

地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、都市と農山漁村の交流を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定

評価対象政策の測定指標等に対する有識者からの御意見を踏まえ、測定指標を「参加児童割合」から「参加児童数」に改めた。

注1 新型コロナウイルス感染症の収束状況が読めず、現状ほとんどの団体が実施する時期(夏期)に実施することは不可能と考える。そのため、令和2年度・3年度の目標設定は困難である。

※ 子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例：小学校、中学校の児童等を対象とした宿泊体験活動(農山漁村での自然体験、農林漁業体験等)

【過去3年間の実績】
平成29年度：62,375人
平成30年度：60,903人
令和元年度：94,719人

地域力の維持・強化を図るため担い手となる人材を確保	⑥	地域おこし協力隊員の人数 ＜アウトカム指標＞ 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)	5,503人	令和 元年度	8,000人以上	令和 6年度	8,000人以上(令和6年度までの目標値)			<p>地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定</p> <p>まち・ひと・しごと総合戦略において、令和6年度までに隊員数を8,000人にするとKPIが設定されているところ。</p> <p>※ 地域おこし協力隊の活動例：地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施</p> <p>【過去3年間の実績】 平成29年度：4,976人 平成30年度：5,530人 令和元年度：5,503人</p>
							5,560人	6,015人	—	
中心市街地活性化のためイベント等のソフト事業を実施	7	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	654件 (平成27～28年度の平均)	平成 28年度	654件以上	令和 4年度	新型コロナウイルスの影響から設定困難 (注2)	新型コロナウイルスの影響から設定困難 (注2)	654件以上	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略においても中心市街地活性化が地方創生の一環として重要な施策に位置付けられ、中心市街地での周遊や新規出店を促す仕組みが重要であることを踏まえ、地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定</p> <p>※ 中心市街地活性化ソフト事業：市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定された中心市街地活性化基本計画に位置付けられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置するもの。</p> <p>注2 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方公共団体において、中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業が多数中止されているものと考えられる。そのため、令和2・3年度の目標設定は困難である。</p>
							493件	516件		
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	⑧	JETプログラムの招致人数 ＜アウトカム指標＞	JETプログラムの招致人数 5,761人 (令和元年7月1日現在、新規2,091人、再任用3,670人)	令和 元年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	令和 4年度	新型コロナウイルスの影響から設定困難 (注3)	新型コロナウイルスの影響から設定困難 (注3)	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	<p>外国語教育の推進及び外国人材の活用等の施策が推進されていることを踏まえて、JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する指針・計画等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定</p> <p>注3 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2・3年度新規来日予定であった参加者については一部の来日予定者について来日が延期され、その他の参加者についても影響が出ているため、令和2・3年度の目標の設定は困難である。</p> <p>※ JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団体が実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることにより、地域の住民と様々な形で交流を深めている(令和元年度までの参加者累計70,661人)。</p>
							— (注4)	— (注4)		
外国人住民に対する行政サービス等の提供について、地方公共団体の指針・計画の策定を推進	9	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合89%(平成31年4月1日現在)	令和 元年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合95%以上	令和 4年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合91%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合93%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合95%以上	<p>※ 「外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合」は、「(プランを策定している外国人率2%以上の市の数)/(外国人率2%以上の市の数)×100」で算出</p> <p>注4 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の者の来日が当初の予定年度の翌年度以降に先延ばしになる等、令和2・3年度の参加者数に係るデータが現時点でない。</p>
							90%	90%		

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)		※5		5~9	※5	0012
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)		※5		1	※5	0013
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)		※5		3	※5	0014
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連:地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑮】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】		※5		4	※5	0015
(5)	都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)		※5		5	※5	0016
(6)	地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)		※5		—	※5	0017
(7)	地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)		※5		6	※5	0018
(8)	地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費(平成28年度)		※5		—	※5	0019
(9)	中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業(平成30年度)		※5		—	※5	0020
(10)	過疎地域の持続的発展支援の支援に関する特別措置法(令和3年)		—		3	人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。	
(11)	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)		—		7	中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。	

					施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年 6月15日	第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 (1) 地方への新しいひとの流れをつくる (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援 (3) まちづくりとまちの活性化 (4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等 (5) これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年 6月21日	第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1) Society5.0時代の実現 (3) 人口減少下での地方施策の強化・人材不足への対応 3. 地方創生の推進 (1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出 (4) 地方分権改革の推進等 (5) 対流促進型国土の形成 5. 重要課題への取組 (3) 外国人材の受入れとその環境整備 (4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現 (5) 資源・エネルギー、環境対策 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 1. 新経済・財政再生計画の着実な推進 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1) 次世代型行政サービスの構築を通じた効率と質の高い行財政改革 (2) 主要分野ごとの改革の取組
					経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章 「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 (4) 持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献
					経済財政運営と改革の基本方針2021	令和3年 6月18日	第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ 1. グリーン社会の実現 (2) 脱炭素に向けたエネルギー・資源政策 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ (1) 地方への新たな人の流れの促進 (8) 分散型国づくりと個性を活かした地域づくり
					経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年 6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (4) グリーントランスフォーメーション(GX)への投資 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進
					未来投資戦略2017	平成29年 6月9日	Ⅲ 地域経済好循環システムの構築 1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミクスの鍵である。 事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。 域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかった。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。 iii) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化 ・地域の産官学金等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。

未来投資戦略2018	平成30年 6月15日	II.経済構造革新への基盤づくり [1]データ駆動型社会の共通インフラの整備 1. 基盤システム・技術への投資促進 (3)新たに講ずべき具体的施策 iii)新たな技術・ビジネスへの対応 ③シェアリングエコノミーの促進 ・地域における社会課題解決や経済の活性化を図るため、自治体等によるモデル的取組への支援を行い、低未利用スペースの活用や働き場の創出などシェアリングエコノミーの活用を促進する。
成長戦略フォローアップ	令和元年 6月21日	I.Society5.0の実現 1. デジタル市場のルール整備 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii)データ流通の促進 5. スマート公共サービス (2)新たに講ずべき具体的施策 i)個人、法人による手続の自動化 ii)行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 7. 脱炭素社会の実現を目指して (2)新たに講ずべき具体的政策 iv)エネルギー分野での取組 III.人口減少下での地方施策の強化 3. 人口急減地域の活性化 (2)新たに講ずべき具体的施策 6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上 (2)新たに講ずべき具体的施策 7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (2)新たに講ずべき具体的施策
成長戦略フォローアップ	令和3年 6月18日	2. グリーン分野の成長 (4)地域脱炭素ロードマップ 13. 地方創生 (5)地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れの拡大 (8)地域づくり人材の確保
ニッポン一億総活躍プラン	平成28年 6月2日	5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向 (11)地方創生 地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。地域において育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産を活かしながら進めていくことが重要である。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に基づき、ローカルアベノミクスの推進、潜在的希望者の地方移住・定着の実現、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等を通じ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。
デジタル田園都市国家構想基本方針	令和4年 6月7日	第3章 各分野の政策の推進 1. デジタル実装による地方の課題解決 (2)仕事づくりと稼ぐ地域の実現 ①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化 (3)地方への人の流れの強化 ①地方移住・移転の促進 ③関係人口の創出・拡大 (5)豊かで魅力あふれる地域づくり ③質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 ④地域資源を活かした個性あふれる地域の形成 (6)多様な主体が参加する地方活性化 ②地方公共団体等における多様な人材の確保 ③地域コミュニティの維持・強化 ④誰もが活躍する地域社会の推進

政策の予算額・執行額（※3）	2,889百万円 (1,789百万円)	2,218百万円 (1,430百万円)	1,900百万円	政策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	まち・ひと・しごと創生基本方針2017	平成29年 6月9日	<p>Ⅲ.各分野の施策の推進</p> <p>4. 時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>①まちづくりにおける地域連携の推進</p> <p><概要></p> <p>○定住自立圏</p> <p>・圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するため、定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。</p> <p><具体的取組></p> <p>◎定住自立圏の取組内容の深化</p> <p>・平成 32 年度に定住自立圏の形成数を 140 圏域とすることを目指す（平成 29 年4月1日現在 :118 圏域）。</p> <p>・より効果的な施策・事業に連携して取り組むことにより定住自立圏の取組を深化させていくため、年内に定住自立圏共生ビジョンに磨きをかける進捗管理の方法や定住自立圏の目的達成に効果を発揮した施策を把握し、優良事例を全国展開することで各圏域の取組を支援する。</p> <p>④集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成</p> <p>人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。</p>
					まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)	平成29年 12月22日	<p>アクションプラン(個別施策工程表)</p> <p>(2)-(オ)-⑤「地域おこし協力隊」の拡充</p> <p>●短期・中長期の工程表</p> <p>2020年KPI(成果目標)</p> <p>○地域おこし協力隊の活動隊員数4,000人(2020年度)</p> <p>本文</p> <p>Ⅲ.今後の施策の方向</p> <p>3.政策パッケージ</p> <p>(4)-(ア)-D-①地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、関係府省庁の連携を強化し、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。</p> <p>また、一定の地域にひとと企業が集積することによる「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応等の視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂するとともに、地方都市における稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ100」、「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の周知を図り、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。</p>

まち・ひと・しごと創生基本方針 2018	平成30年 6月15日	<p>II. 地方創生の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ライフステージに応じた地方創生の充実・強化 2. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行 <ol style="list-style-type: none"> (1) 若者を中心とした UIJ ターン対策の抜本的強化 (2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし(6年間で 24 万人) (3) 地方における外国人材の活用 (4) 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信 <p>III. 各分野の施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. わくわく地方生活実現政策パッケージ <ol style="list-style-type: none"> (1) UIJターンによる起業・就業者創出(6年間で6万人) (2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし(6年間で 24 万人) (3) 地方における外国人材の活用 (4) 地域おこし協力隊の拡充(6年後に8千人) (5) 子供の農山漁村体験の充実
まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)	平成30年 12月21日	<p>III. 今後の施策の方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 政策パッケージ <ol style="list-style-type: none"> (2) 地方への新しいひとの流れをつくる <p>(オ) 地方移住の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方移住希望者への支援体制 ② 地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」・「二地域居住」の本格推進) ③ 移住・定住施策の好事例の横展開 ④ 「生涯活躍のまち」の推進 ⑤ 「地域おこし協力隊」の拡充 ⑥ 地域の多様な関わりの創出 ⑦ 地方生活の魅力の発信 ⑧ UIJターンによる起業・就業者創出
まち・ひと・しごと創生基本方針2019	令和元年 6月21日	<p>II. 第2期に向けての基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 第2期における新たな視点 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する <p>III. 各分野の当面の主要な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 地方への新しいひとの流れをつくる <ol style="list-style-type: none"> (4) 「関係人口」の創出・拡大 <p>V. 各分野の施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす <ol style="list-style-type: none"> (2) 新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築 2. 地方への新しいひとの流れをつくる <ol style="list-style-type: none"> (4) 地方移住の推進 (5) 「関係人口」の創出・拡大 (6) 子供の農山漁村体験の充実 (7) 地域おこし協力隊の拡充 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる <ol style="list-style-type: none"> (5) 多文化共生の地域づくり 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり (2) Society5.0の実現に向けた技術の活用 (3) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等の推進 (5) まちづくりにおける地域連携の推進 (8) 集落生活圏維持のための「小さな拠点」及び地域運営組織の形成

				<p>まち・ひと・しごと創生基本方針2020</p> <p>令和2年 7月17日</p> <p>第2章 政策の方向 Ⅱ 経済活動の回復～地域経済の立て直し～ 1. 地域経済・生活の再興 (2)交流、賑わいの再活性化 2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正 (2)地方への移住・定着の推進 (3)地域とのつながりの構築</p> <p>第3章 各分野の政策の推進 1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする (1)地方の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 2. 地域とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる (1)地方への移住・定着の推進 (2)関係人口の創出・拡大 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保</p>
				<p>まち・ひと・しごと創生基本方針2021</p> <p>令和3年 6月18日</p> <p>第2章 政策の方向 2. 地方創生の3つの視点 Ⅰヒューマン～地方へのひとの流れの創出や人材支援に着目した施策～ Ⅲグリーン～地方が牽引する脱炭素社会の実現に向けた施策～</p> <p>第3章 各分野の政策の推進 1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする (1)地方の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 2. 地域とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる (1)地方への移住・定着の推進 (2)地域とのつながりの構築 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保</p>

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「ー」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照